

2024年11月28日

当社制定「振込依頼書」の廃止について（お知らせ）

これまで一部のお客様には、保険料を当社宛にお振込みいただく場合、当社で作成した独自帳票の振込依頼書（以下「当該帳票」）をご使用いただいております。

しかしながら、保険料お支払は、代理店である当社への振込ではなく保険会社への直接お支払が原則となり、また、インターネットバンキング普及等による銀行窓口での振込機会減少に伴いまして、当該帳票のご利用は大きく減少してまいりました。

このような背景のもと、この度、紙の使用を削減するSDGsの観点も鑑み、当該帳票を廃止させていただきますことになりましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 廃止帳票

当社宛保険料振込専用用紙（振込依頼書と振込金受取書の2連式）

2. 実施日

2025年1月6日（月）

3. ご留意事項

保険料は、保険会社への直接お支払（口座振替や保険会社へのお振込など）が原則となっておりますが、保険契約の種類や申込時期などによっては、当社宛にお振込みいただくケースがございます。その際は、次の点にご留意をお願いいたします。

- （1）お振込の際は、便利なインターネットバンキングやATMをご利用ください
- （2）銀行窓口でお振込お手続きされる場合は、銀行制定の振込依頼書をご使用ください
- （3）振込手数料は、お客さまご負担にてお願いいたします

本件に関するお問い合わせ：業務部 隈田（096-351-3322）